

くらしの情報 VOL10

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

光回線サービスの乗り換えに関するトラブルの相談が多く寄せられています!

相談事例

自宅に電話があり、「光回線サービスの乗り換えをすると料金が安くなる。手続きはしなくてよい。」と勧誘された。何もしなくて料金だけが安くなるならよい話だと思い、変更を承諾し、昨日契約書面が届いたが、家族に相談すると反対されたのでやめたい。違約金が必要か。



消費者センターからのアドバイス

- ①光回線サービスの契約は、「初期契約解除制度」が適用され、**契約書面を受け取ってから8日間は、利用者が一方的に違約金なしで契約解除できます。**
(ただし、契約解除までの期間のサービス利用料・工事費・事務手数料を消費者が負担。)
- ②契約をする際は、**契約書面をよく読んで、家族にも相談する**ようにしましょう!
- ③契約内容に疑問がある場合やトラブルになった場合は、**県消費者センター**又は**お住まいの市町村の消費生活相談窓口**に相談しましょう。



平成28年5月21日に改正電気通信事業法が施行され、**初期契約解除制度や書面交付義務の導入**など、**消費者保護ルールが充実強化**されました。

詳しくは総務省電気通信消費者情報コーナーページをご覧ください。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html



少しでも不安を感じたらすぐに相談! ※通話料は有料です。



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん

消費者ホットライン
※お近くの相談窓口をご案内します。

島根県消費者センター

**島根県消費者センター
石見地区相談室**

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)

0852-32-5916

受付時間/平日・日曜 8:30~17:00
※日曜は電話相談のみで12:00~13:00は休み

0856-23-3657

受付時間/平日 8:30~12:00、13:00~17:00

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/平日 8:30~17:15



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

新しい洗濯表示をマスターして

洗濯上手になろう!



平成28年12月1日から衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しくなり、国内外で洗濯表示が統一されます(表示が22種類から41種類へ)。このことにより、より繊維に合った取り扱いができたり、海外で購入した衣類等の繊維製品の取り扱いが円滑に行えるようになり、一般消費者の利便性の向上が期待されます。

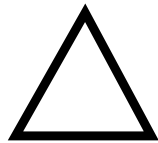
新しい洗濯表示のポイント

5つの基本記号と付加記号や数字の組み合わせで構成されます。

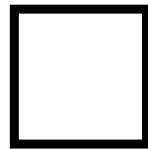
基本記号



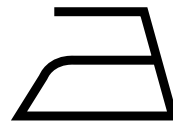
洗濯の仕方



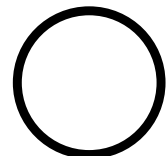
漂白の仕方



乾燥の仕方



アイロンの
かけ方



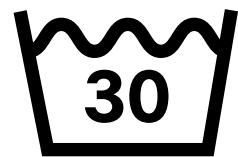
クリーニング
の種類

+

付加記号

強さ	線なし 通常	— 弱い	== 非常に弱い	× 禁止
温度	・ 低い	・・ ←————→	・・・ 高い	

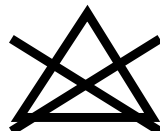
数字



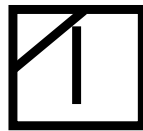
(例)



液温は30℃まで、洗濯機で弱い洗濯ができる



塩素系及び酸素系漂白剤は使えない



日陰のつり干しがよい



底面温度200℃までで、アイロンがけができる



石油系溶剤によるドライクリーニングができる

● 詳しい情報は、県消費者センターに新しい洗濯表示に関するパンフレット等がごございますので、是非ご活用ください。

● インターネットを使える方は、消費者庁ホームページにも詳しい資料があります。



一人ひとりの行動でムダをなくそう！

食品ロス削減のためにできること



日本では年間2797万トンの食品廃棄物等が出されています。

このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、632万トンと試算されます。日本人1人当たりで換算すると、「お茶碗約1杯分(約136g)の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。(農林水産省および環境省「平成25年度推計」)

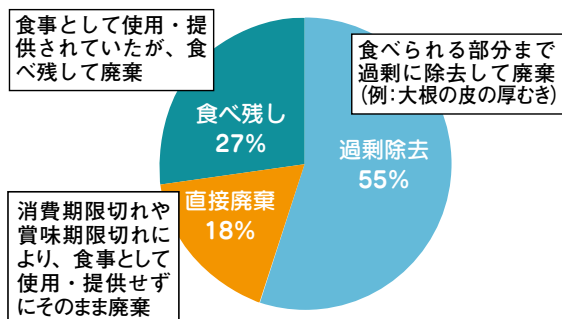
大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるように、日頃の生活を見直しましょう。

一般家庭からの食品ロス

食品ロスの半分が一般家庭から出たものです。家庭から出される生ごみの中には、手つかずの食品が2割もあり、さらにそのうちの4分の1は賞味期限前にもかかわらず捨てられているものです。

そのほか、調理の際の野菜の皮むきなど、食べられる部分を過剰に捨てていることも食品ロスの原因になっています。

家庭における食品ロスの内訳



出典:農林水産省「食品ロス統計調査・世帯調査(平成26年度)」を基に消費者庁にて作成

食品ロス削減のポイント

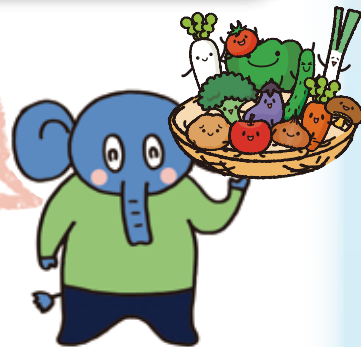
<買い物>

- ・事前に冷蔵庫内などを確認、**必要な食品を必要なときに必要な量だけ**購入しましょう

<調理>

- ・残っている食材から使う
- ・野菜や果物の皮は厚むきしない
- ・食材を上手に食べ切る

「賞味期限」は「おいしくたべることのできる期限」。賞味期限を過ぎてもすぐに廃棄せず、見た目や臭いなどで判断することも大切ですゾウ!



消費者問題出前講座

最近のトラブル事例を中心に、消費者問題を楽しく、わかりやすく解説!
あなたの近くにお伺いします!(洗濯表示についてもお話しします)

- ・講師の旅費や謝金は原則不要。
(会場費が必要な場合はご負担をお願いします。
寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費のご負担をお願いする場合があります。)
- ・県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申し込みください。
- ・お申込み、お問合せは、島根県消費とくらしの安全室にご連絡下さい。
(連絡先は最終ページ)



平成29年1月4日より

メールによる消費生活相談の受付を開始します!

平成29年1月4日より、メールによる消費生活相談の受付を開始します。
パソコンやスマートフォンから、24時間メールで相談が可能になります。



受付は島根県消費者センターホームページから
<http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>

【メール相談注意事項】

- ・相談は島根県内にお住まいの消費者の方に限ります。
- ・受け付けした相談に対するメール回答は、1回限りです。
同一内容の2回目以降の相談は電話又は来所をお願いします。
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月から金曜日8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1日から2日程度（土・日曜、祝日、年始年末を除く）でメールにて回答します。
- ・メール相談の回答は、電話や来所のように即答することができませんので、クーリング・オフ制度（特定の取引の場合に無条件で契約解除ができる制度）の期間が過ぎてしまわないようご注意ください。



島根県消費者センター オンライン情報のご案内

島根県消費者センターでは、インターネットを通じてさまざまな情報提供を行っています。

[島根県消費者センターホームページ](#)

[島根県消費者センター facebook](#)

[だまされないゾウ twitter](#)

検索

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市市民相談室	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0112
江津市総務課行政係	0855-52-2501(内線1312)	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町企画財政課	08512-2-8566
飯南町住民課	0854-72-0311		

この広報の内容に関する
お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103 http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本誌記事の無断転載はご遠慮ください。事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。